

亀岡市空き家・空き地バンク利用登録の流れについて

1 相談 ～まずは、お気軽にご相談ください～

2 空き家・空き地バンクへの利用登録お申し込み

インターネットからのオンライン申請、または、所定の様式の提出が必要です。

○インターネットからのオンライン申請

インターネットからのオンライン申請は 24 時間 365 日いつでも申請できるので、忙しい人でも空き時間にご利用いただけます。

こちらの QR コードからアクセスできます⇒



○様式の提出による申請

【ご提出いただく書類】

- 亀岡市空き家・空き地バンク利用登録申込書（指定の様式）
- ご本人確認ができるもののコピー（運転免許証等）※ご持参の場合は不要

（郵送の場合の送付先）

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8
亀岡市建築住宅課 空家対策係

【ご確認すること】

- ご本人確認（運転免許証等）
- 取引形態のご希望（購入、賃借）
- 購入資金の確保について（現金、住宅ローン等）※購入の場合のみ
- 自治会加入を前提としてご案内すること

※地域住民の方との良好な関係を築いていただくため、自治会への加入や各地域での共同作業などへの参加をお願いしています。ご協力いただけない場合は、登録をお断りしています。

3 登録（申請から約 2 週間で利用登録が完了します。登録完了次第通知文を郵送いたします。）

4 物件見学

- 原則として所有者の同席のもと、物件見学を行います。
- 物件所在地の地域を見て回ったり、地域の区長さんなどへのご紹介なども行います。

5 契約

- 所有者と利用希望者で直接契約していただくことも可能ですが、トラブルの防止のため、宅建業者による仲介（媒介）をおすすめしています。

※仲介を希望する業者に心当たりが無い場合、本市と協力協定を締結している（公社）京都府宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会京都府本部の会員を、協会を通じて紹介することも可能です。